日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人川村学園
②設置大学名称	川村学園女子大学
③担当部署	事務部（庶務）
④問合せ先	04-7183-0111 / shomu@kgwu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 24 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kgwu.ac.jp/about/disclosure/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、教育目的について大学ホームページを通じ広く社会に示している
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	全学・学部・学科単位で、３つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に示している。また、自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人川村学園寄附行為施行規則において、学長の責務（権限・職務範囲）及び学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）が定められており、教学組織の権限と役割を明確化している。 学則に基づき、教育課程の全学的方針策定のために学長の下に教学マネジメント会議を設置している。 大学の教育研究の重要な事項を審議するため教授会を設置することを学則で定めており、教授会で審議する事項については教授会規程で定めている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	学長の下に大学運営全般に関する意思決定機関として部局長会議を、教育課程の方針決定のために教学マネジメント会議を置き、学長・副学長・学部長・法人事務局長・事務部長・学生支援部長等を構成メンバーとし、教職協働体制を確保している。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	SD・FDについては、３つのポリシーの実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、副学長のリーダーシップの下、SD委員会・FD委員会において基本方針及び年間計画を定めて研修を実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	現行の 2023～2027 年度中期計画については、令和 4 年度の学園連絡協議会で理事長が原案作成方針を示し、各校の集約案を常務理事会での審議を経て令和 5 年 3 月の理事会・評議員会にて承認された。令和 7 年 12 月の理事会・評議員会にて見直しを行った。

実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度、学園連絡協議会において理事長が各学校に点検評価を指示し、3 月の理事会・評議員会において評価結果を審議し承認している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会で必要とされる能力を把握するため、卒業生に対してアンケート調査を行い、教育研究活動に活かしている。 社会人学生支援制度を設け、社会人の受け入れなど、学びの場を提供している。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	我孫子市と包括連携協定を結び、定例の意見交換会を実施して地域との連携を進めている。大学・心理相談センターはそれぞれ公開講座を実施して開かれた大学として地域に貢献している。 「ボランティア論」「地域活性イベント論」「観光文化実践」等の科目を通じて学生は地域の課題に貢献する学修を進めている。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのため、国際交流委員会、障がい学生学修支援委員会を設置し、さらに障がい学生支援コーディネーターを配置し支援体制を整えている。 教職員については、教員の 52.2%、職員の 73.3%が女性である。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 6 月 11 日理事会決議をもって女性理事が理事長に就任した。学園ホームページにおいて女性活躍法行動計画を公表し、「管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 50%とする」と目標を策定している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 6 条・第 7 条・第 8 条・第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条において定めている。

実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営については、寄附行為第18条・第19条・第20条において定めている。 評議員会との協働体制については、監事が両方に出席している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供については、寄附行為第18条第5項及び第6項に定めている。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準及び選任過程の明確化については、寄附行為第23条・第24条に定めている。 会計監査人の選任基準及び選任過程の明確化については、寄附行為第50条・第51条・第52条・第53条に定めている。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	会計監査人による監事への監査計画説明を行い、会計監査人による理事長・常務理事へのディスカッションを実施している。事務局長も出席している。 会計監査人による理事長・常務理事・監事への中間報告会及び最終的な監査報告会を行っている。決算審議の理事会・評議員会において監事の監査報告書及び会計監査人による独立監査人の監査報告書を提出している。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事による業務監査を年3回実施しており、理事会・評議員会の1週間前までには議案資料を提出している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第32条・第33条・第34条・第35条に定めている。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	運営の透明性の確保については、寄附行為第40条・第41条・第42条・第43条・第44条・第45条・第46条に定めている。 理事会との協働体制については、監事が両方に出席し

	ている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会の１週間前までには議案資料を提出している。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	高等学校・中学校・小学校・幼稚園・学園事務局に係る危機管理マニュアル・震災対策を整備しており、各学校合同の防災会議で活用している。 大学では防災計画と避難訓練マニュアルを策定し、年に一回新入生を対象に避難訓練を実施している。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	「公益通報等に関する規程」「特定個人情報取扱規程」「個人情報の保護に関する規程」「個人情報の取扱いについて」「教職員ストレスチェック制度規程」「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を整備して教職員が閲覧できるようにしている。 「一般事業主行動計画」「女性活躍推進法行動計画」「女性の活躍に関する情報公表」「女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表」を策定して公表している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	毎年度、学園ホームページにおいて公表すべき決算計算書類・事業報告書の情報公開項目について常務理事会において審議・承認を受けることとしている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学園ホームページに財務計算書類と事業報告書ならびに高等学校・中学校・小学校・幼稚園に係る学校自己評価報告書を公表している。 大学ホームページに大学自己点検評価報告書を公表している。 また、大学ホームページにおいて学生の活動等の情報を news&topics にてステークホルダーに発信している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守し

ていると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明